

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年1月19日に四万十市及び宿毛市（以下「甲」という。）と大月町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏形成協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号ウ(イ)を削る。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市

四万十市長 中平 正宏



宿毛市希望ヶ丘1番地

宿毛市

宿毛市長 中平 富宏



乙 幡多郡大月町弘見2230番地

大月町

大月町長 岡田 順一

